

国民年金保険料を 免除する制度があります

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度が利用できます。

○免除制度の種類

- ・「全額免除制度」 → 保険料の全額が免除
- ・「4分の1納付制度」 → 保険料の4分の1を納付(残り4分の3が免除)
- ・「半額免除制度」 → 保険料の2分の1を納付(残り2分の1が免除)
- ・「4分の3納付制度」 → 保険料の4分の3を納付(残り4分の1が免除)
- ・「若年者納付猶予制度」 → 保険料の全額を納付猶予(30歳未満の方に限る)

これらの制度をご利用いただく場合は、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

また一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

○保険料の追納

免除や猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内であれば後から保険料を納付することができます。この場合、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて加算額が上乘せされますので、早めの追納をお勧めします。

○申請の手続き

免除の申請の手続きは、年金手帳と印鑑を持参して役場住民課で行なってください。また免除・納付猶予には、退職(失業)の特例があります。免除申請は、原則として本人・配偶者・世帯主の前年の所得で審査されますが、これらの方の中で申請する年度または前年度に退職した方は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しを添付していただくことで、その方の所得審査が不要となります。

国民 年金

〈問合せ先〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161





消・防・署

羽島郡広域連合 ☎388-1195



甲種防火管理 新規講習会開催

過去に多数の死傷者を出した火災は、人の不注意により発生したものが多くあり、さらに防災設備の不備や初期消火の失敗などによってその被害を大きくしています。

そこで、学校、病院、百貨店や、多くの人が入り出する事業所などには、法律で防火管理者を選任するよう義務付けられています。

防火管理とは、その事業所からの火災の発生を防ぐとともに万一火災が発生した場合でもその被害

を最小限にとどめるために、二重三重の対策を考え実践することをいいます。

羽島郡広域連合消防本部では、この防火管理者の資格を取得するための甲種防火管理新規講習会を次のとおり開催しますので、この機会に多くの方が受講されますようご案内します。

【目的】 消防法で定める甲種防火管理者資格の取得

【期日】 8月7日(木)8日(金)

【時間】 両日とも午前9時30分～午後4時50分

【場所】 羽島郡広域連合消防本部3階大会議室

【定員】 50人

【申込方法】 6月30日(月)～8月1日(金)までに受講料4,500円を添えて直接消防本部予防課へ申し込んでください。(郵送は不可)

【問合せ先】 羽島郡広域連合消防本部予防課 ☎388-1198